

第 103 号議案

指定管理者の指定の件（神戸文学館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸文学館

2 指定管理者

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

株式会社神戸新聞地域創造

代表取締役 西海 恵都子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸文学館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸文学館 の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸文学館

2. 指定管理者

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

株式会社神戸新聞地域創造

(代表者) 代表取締役 西海 恵都子

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4. 令和5年度予定額

24,963千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和9年度 限度額：125,000千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和4年12月8日（木）

選定評価委員会 令和4年12月26日（月）

7. 選定理由

神戸文学館の指定管理者候補者の選定にあたっては、1団体から応募があった。

文化スポーツ局指定管理者選定評価委員会において、以下の「評価基準・評価結果」表中の項目を選定基準に基づいて審査を行い、指定管理者候補者として選定した。

8. 評価基準・評価結果

審査項目	配点	得点
		候補者
応募者に関する項目	15	13.0
運営上の基本方針に関する項目	10	10.0
施設の管理運営体制と組織・業務に関する計画に関する項目	25	18.7
利用者へ提供するサービスの計画に関する項目	35	30.3
収支計画	15	15.0
現指定管理者への実績評価加算	3	2.6
合 計	103	89.6

9. 応募団体（五十音順）

- ・株式会社神戸新聞地域創造

〔施設の概要〕

（1）設立趣旨

神戸ゆかりの文学作品及び文学者の遺品その他の資料を収集し、保管し、及び展示するとともに、郷土文学資料の調査研究及び文学に関する事業等を行うことにより、文学に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって豊かな地域文化の発展に資することを目的として設置。

（2）所在地

神戸市灘区王子町3丁目1番2号

（3）延床面積

481㎡

(4) 施設内容

- ①常設展示ゾーン「みなと神戸の文学風景」6時代、展示作家35名
- ②神戸ゆかりの作家コーナー（常設・竹中郁の書斎の一隅を再現）
- ③企画展示ゾーン
- ④セミナーエリア
- ⑤神戸文学地図
- ⑥サロン（神戸の本棚）

(5) 開館時間

平日 午前10時から午後6時

土日祝 午前9時から午後5時

(6) 休館日

毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）

12月28日から翌年1月4日までの日